

監督署の窓

頑張ったキャバクラ嬢



当署管内には、通称“錦三（きんさん）”と呼ばれる地域をはじめとした歓楽街が散在しているため、スナック、ラウンジ、キャバクラ、フイリピンパブ等で働く方々からの相談も多く、ほとんどの相談が賃金不払いである。

多くの店では、当日欠勤罰金1万円、無断退店罰金3万円などの法外なルールが定められており、店とのトラブルで退店し

た場合は最後の賃金が支払われないことが多く、店のオーナーや関係者から怒鳴られたり、脅されたりすることもあって、賃金不払いに遭つても泣き寝入りせざるを得ないケースが少くないと思われる。また監督署で賃金不払いの申告を受けて

クラ嬢の賃金未払いの申告事案も、その例にもれず行政指導文書交付まではいつたが、その後の処理は難航した。オーナーは、当人が3日間無断欠勤したので罰金で3万円差し引くと言い、そのことを了解しない限り払わないと言い出したのである。しかし彼女は無断欠勤はしていないし、シフトが入った日は皆勤したと主張する。店には各キャバクラ嬢

書を交付できただとしても、その後あれこれ理由をつけたり、オーナーや経営者は連絡が取れなくなったり、店を訪れても不在であることが多く、処理が難航することが多い。

あるキャバクラ嬢の賃金未払いの申告事案も、その例にもれず行政指導文書交付まではいつたが、その後の処理は難航した。オーナーは、「本人に言えればわかると思うのでは本人と話をさせてほしい」と言う。しかし当キャバクラ嬢は、そのオーナーを怖がっていた。「店に行けば脅されることがわかつてるので行きたくない」と言うので、電話をしてもらうことになった。

彼女いわく、電話の際に電話も結局平行線で終わるかと思いきや、当キャバクラ嬢は頑張った。彼女いわく、「なんで電話してきた」といきなり話してきました。彼女いわく、「おまえが無断欠勤したおかげで同僚がどれだけ迷惑を被ったかわかったりいるのか」「おまえは時給分の仕事をしたのか」等さんざん言われたが、「めげずに『私は無断欠勤していません』など譲らない。労働基準法の減給制裁制限のルールを説明するとともに、そもそも記録のないことについて減給を認めるわけにはいかないと指導しても、オーナーは「本人に言えます」とばかり主張したという。またさまざま罵詈雑言に返して、「悪徳ですね。裁判に訴えます」と繰り返し、電話を切られた後もメールで「訴えます」と繰り返したところ、ついにオーナーは折れ、「そんなに言うなら全額払ってあげる」とのメールを返してきた。そして、未払い賃金は全額振り込みで払われた。